

一 般 健 康 診 断

労働安全衛生規則第43～47条によって事業主が実施することが義務づけられている健康診断が一般健康診断です。雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、海外派遣労働者の健康診断、給食従業員の検便・歯科医師による健康診断などがあります。

平成25年度、当協会では2,254団体、276,947名に実施されました。

A 雇入時の健康診断（労働安全衛生規則第43条）

労働者を雇入れた際は、次の項目の健康診断を行わなければなりません。健康診断項目の省略は出来ません。平成25年度は6,309名に実施されました。

- 1 既往歴・喫煙歴・服薬歴・業務歴の調査
- 2 自覚症状および他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、腹囲、視力、および聴力の検査（1000Hz・30dB）（4000Hz・30dB）
- 4 胸部X線検査
- 5 血圧の測定
- 6 尿検査（尿中の糖および蛋白の有無の検査）
- 7 貧血検査（赤血球数、血色素量）
- 8 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
- 9 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪）
- 10 血糖検査（空腹時血糖またはヘモグロビンA1c）
- 11 心電図検査

B 定期健康診断（労働安全衛生規則第44条）

事業者は、常時（雇用したパートを含む週30時間以上（正規従業員の労働時間4分の3以上）使用する労働者（満15歳以下の労働者を除く。））に対して、1年以内ごとに1回、定期的に、下記の項目について、医師による健康診断を行わなければなりません。平成25年度、当協会では206,424名に実施されました。

Aの1、2、5、7～11および

- 3 身長、体重、視力、腹囲、および聴力の検査（1000Hz・30dB）（4000Hz・40dB）
- 4 胸部X線検査、および喀痰検査
- 6 尿検査（尿中の糖および蛋白の有無の検査）（尿中の糖の有無の検査は、平成20年4月1日から省略できなくなりました。）

* 医師が必要でないと認める場合に省略できる健康診断項目

- ・身長測定（20歳以上の者）
- ・聴力検査：45歳未満の者（35歳と40歳を除く）については医師が適当と認める聴力の検査（オーゾまたはその他の方法）に代えることができる。
- ・喀痰検査：胸部X線検査によって疾病の発見、結核発病のおそれがないと診断された者、および胸部X線検査を省略した者
- ・胸部X線検査：平成20年3月まで、原則すべての方に実施が義務付けられていましたが、平成20年4月から次のように見直されました。

40歳未満の方で下記に該当せず医師が認めた者

- ア. 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の方

イ. 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働かれている方

ウ. じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている方

・心電図検査、血中脂質検査、肝臓機能検査、貧血検査、血糖検査は35歳未満と36歳以上40歳未満の者について省略できる。

・腹囲測定：40歳未満（35歳を除く）の場合、妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された場合、BMIが20未満である場合、BMIが22未満であって、自ら腹囲を申告した場合

* 他の健康診断と重複する項目の省略

上記の定期健康診断の項目は、雇入時の健康診断や海外派遣者の健康診断、特殊健康診断を受けた者、医師による健康診断を受けた後3か月を経過しない者を雇い入れる場合に健康診断の結果を証明する書面を提出した者については、その健康診断の実施の日から1年間に限って、その健康診断の項目に相当する項目を省略することができます。

C 特定業務従事者の健康診断（労働安全衛生規則第45条）

深夜業または労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務などの特定業務に従事する労働者に対しては、当該業務への配置替えの際および6ヶ月以内ごとに1回、定期的に、定期健康診断と同じ項目の健康診断を行わなければなりません。ただし、胸部エックス線検査については、1年以内ごとに1回、定期に行えば足りることとされています。

D 海外派遣労働者の健康診断（労働安全衛生規則第45条の2）

海外に6ヶ月以上派遣される労働者については、派遣前および帰国後に事業者による以下の項目の健康診断が義務づけられています。平成25年度は203名に実施されました。

Bの1～11および、以下の項目は医師が必要であると認める場合実施。

- 12 腹部画像検査（胃部エックス線検査、腹部超音波検査）
- 13 血中の尿酸の量の検査
- 14 B型肝炎ウイルス抗体検査
- 15 ABO式およびRh式の血液型検査（派遣前に限る）
- 16 糞便塗抹検査（帰国時に限る）

医師が必要でないと認める場合に省略できる健康診断項目についてはBに準ずる。

E その他の健康診断

給食従業員の検便（労働安全衛生規則第47条）

事業場附属の食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者に対しては雇い入れの際又は配置替えの際に、検便を行わなければなりません。

関係の集計表は111頁に掲載